

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 2 4 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 4 年 3 月 1 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 2 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 2 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 2 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 2 3 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 2 4 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 2 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 2 4 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 14 号 平成 2 4 年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 2 4 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 平成 2 4 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 平成 2 4 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 平成 2 4 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 19 号 平成 2 4 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 2 4 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 2 4 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 2 4 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 2 4 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 2 4 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 2 4 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 2 4 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算

- 日程第27 議案第27号 平成24年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第28号 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 有田川町特別職の職員で非常勤務のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 有田川町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 有田川町公民館運営審議会条例の制定について
- 日程第35 議案第35号 有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第37号 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第38号 有田川町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第39号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第40号 有田川町都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟条例の制定について
- 日程第41 議案第41号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第42号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第43 議案第43号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第44号 吉備町文教施設整備基金条例及び金屋町庁舎周辺総合整備資金基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第45 議案第45号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第46 議案第46号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第47 議案第47号 有田川町道路線の認定について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増 谷 憲	2番	堀 江 眞智子
3番	橋 爪 弘 典	4番	東 武 史
5番	岡 省 吾	6番	前 勢 利 夫
7番	湊 正 剛	8番	佐々木 裕 哲
9番	森 本 明	10番	殿 井 堯

11番 坂上 東洋士

13番 新家 弘

15番 中山 進

17番 亀井 次男

12番 楠部 重計

14番 西 弘義

16番 竹本 和泰

18番 森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

2番 堀江 眞智子

7番 湊 正剛

5 会議録署名議員

6番 前勢 利夫

14番 西 弘義

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（22名）

町 長 中山 正隆

副町長 山崎 博司

清水行政局長 保田 永一郎

会計課長 西尾 幸治

総務課長 山田 清美

企画財政課長 武内 宜夫

消防長 前田 英幸

やすらぎ福祉課長 大方 肇

健康推進課長 上西 英夫

長寿支援課長 中島 詳裕

税務課長 高垣 忠由

住民課長 橘 伸二

産業課長兼商工観光課長 福原 茂記

地籍調査課長 山本 泰司

環境衛生課長 河島 一昭

建設課長 東 信行

水道課長 前 守

下水道課長 東 敏雄

教育委員長 早田 智代

教育長 楠木 茂

こども教育課長 坂上 泰司

社会教育課長 三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 山下 時克

書記 林 美穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

2番、堀江眞智子君から午前中欠席の届け出がありました。また、7番、湊正剛君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は、16名であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成24年第1回有田川町議会定例会を開会します。

なお、今会期中において、和歌山県町村議会議長会より職員、畑健一君が当町議会運営についての研修のため派遣されており、本日、議場に出席しております。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（新家 弘）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（新家 弘）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、前勢利夫君、14番、西弘義君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（新家 弘）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、2月22日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたから、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る2月22日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに議事日程、各常任委員会等の開催日時について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から3月22日までの22日間と決定させていただきました。なお、一般質問は14日、15日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第47までの議案43件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会を開き、平成24年度一般会計及び各特別会計予算以外の議案について御審査いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、日程第5から日程第15までの本年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案6件と、日程第47号、町道路線の認定についての議案を、本日、審議をお願いいたします。この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう各議員の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの22日間に決定をいたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（新家 弘）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案43件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願、陳情について、子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願は総務文教常任委員会に、「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の法制化を求める意見書の提出についての陳情及び障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情は住民福祉常任委員会に、それぞれお手元に配付の文書表のとおり付託することに決定いたしましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成23年11月、12月、平成24年1月分の例月現金出納検査の結果及び水道事業出納検査・定期監査の結果報告を受けていますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

次に、各一部事務組合等議会に関する事項については、お手元に配付のとおりであります。なお、一部事務組合等議会の報告について補足説明等がある場合は、会期中の全員協議会の中で御説明をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（新家 弘）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

議会運営委員会による調査研修が、去る1月30日から31日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

議長より発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会で視察研修を行ったことを御報告申し上げます。

去る1月30日、31日と2日間にわたり、議会運営委員会所管事務調査のため視察研修を行いました。今回の研修目的は、開かれた議会運営を目指している先進地、兵庫県多可町と大阪市立阿倍野防災センターでの研修を行いました。

まず、30日に訪問した多可町は、兵庫県内陸部に位置し、周囲を中国山脈の山々に囲まれ、総面積185平方キロメートル、人口2万3,600人、平成17年11

月1日に旧多可郡、中町、加美町、八千代町の3町が合併した町であり、我が有田川町を小さくしたような町でございます。

多可町は、酒米の最高峰、山田錦の発祥地であり、現在も全国各地の酒造元へ出荷されてるとのことです。また、日本一の手すき和紙、杉原紙は1300年の歴史を誇り、地場産業として栄えてきましたが、時代とともに衰退の一途をたどり、大正の末期には歴史の幕を閉じました。しかし、再び杉原紙をすこうと文化的機運が高まり、昭和47年、全国でも珍しい町営の杉原紙の研究所を設立し生産を再開、平成14年から、宮中歌会始の専用紙に採用されています。また、平成18年の兵庫国体での表彰状用紙に使われ、いろいろな面でも積極的に取り組んでいる町であります。

さて、今回この多可町を訪問したのは、ほかの市町村の中でも議会の活性化に特に取り組んでおり、中でも行政改革の調査特別委員会を設置、その目的は議会による行政監視機能を高めるとともに、住民と協働して政策、提案型の議会づくりを目指していること、同時に議会改革の方向性と議会基本条例の制定に向け、住民の負託にこたえる開かれた議会、また議員の品格と力量を高めたいとのことで、今まで22回の議会改革調査特別委員会の開催を重ね、また議員政治倫理規定の骨子もできているとのことでした。

また、住民が議会に対してどのように思っているのか調査するため、町民20歳以上で、住民基本台帳から無作為に1,200名を対象に無記名式のアンケートの実施。それによると、かなり厳しい回答内容であったとのことでした。それをもとに議会改革づくりに取り組んでいるとのことでした。また、議員を2班に分け、議会報告会を行ったり休日議会の実施も行うなど、数多くの取り組みがなされていました。一般質問では、一問一答方式、質問時間30分3問以内であったり、反問権を与え、町長が質問議員に逆質問されたことも何回もあるとのことでした。

そして、翌日31日、大阪市立阿倍野防災センターでの研修を行いました。

最新の装置による昨年の東日本大震災の震度や阪神淡路大震災、そして昭和21年の南海地震等を体験することができ、私たち一同は、この揺れでは家屋が倒壊しないのが不思議であるとの認識をいたしました。いかに日ごろから心構えが大切かということを感じました。また、実際に災害が発生したとき、初期消火の方法や煙から身を守る方法等、リアルな体験もできました。今まで議会も行政とともに、そのときに備え対応策を考えてきましたが、再度認識し、町民一人一人が他人事ではなく、近い将来必ず起きると言われている東南海・南海地震に備え、対応策を考えておかなければなりません。

この2日間の視察研修は、これからの議会運営の根幹をなす非常に有意義なものでありました。

最後に、有田川町議会運営も、今までも開かれた議会を目指して取り組んではきましたが、今回、先進地、多可町を訪ねて、有田川町議会も町民に対して議会及び議員

は、一部団体及び地域の代表ではなく住民全体の代表であるとの自覚と、住民への情報提供による説明責任と住民による意識改革が行われなければならないこと、また議会は、二元代表制、議会と首長の一翼を担っているとのことを重く受けとめ、議会議員の活動原則や議員としての行動をしっかりと明らかにしていくことが議会議員としての使命だと、参加者一同、思いが一致したものであります。

以上、議会運営委員会の視察研修の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（新家 弘）

これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第47までの議案43件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第47までの議案43件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。本日ここに、平成24年有田川町議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ御参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

平成24年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、有田川町長として所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国の経済の直近の動向を見ますとき、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が続くなど、平成23年度は厳しい状況の中からのスタートでありました。その後、官民総力を結集した復旧・復興努力を通じて急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急激な円高の進行や欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提といたしますと、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待をされているのが現在の世界状況であります。

こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処をしてきております。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれております。

一方、社会面を中長期的に見ますと、少子化・高齢化、生産人口の減少はいや応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が非常に高まってきている状況であります。また、地球温暖化を初めとした人類の生存にかかわる地球規模の脅威にも直面していると言えます。

このような状況のもと、平成24年度の国家予算90兆3,339億円、前年比2.2%減が平成23年12月24日に閣議決定され、このうち地方へ配分される、いわゆる地方自治体にとって最も重要な収入減である地方交付税分が出口ベースで17兆4,545億円、前年比0.5%増と、4年連続で増額されることになりました。また同時に、平成24年度の地方財政計画も公表されました。予算規模につきましては81兆8,700億円で、前年比0.8%減であります。

地方税及び国税収入の増、公債費の減、社会保障関係経費の自然増等により13兆6,846億円の財源不足が生じるものの、地方交付税においては昨年より0.5%増の予算規模が確保されることになりました。地方財政は約1,800の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村となっております。地方財政の財源不足は、地方税収等の落ち込みや減税等により、平成6年度以降、急激に拡大し、平成15年度には約17兆円に達しました。また地方財政の借入金残高は、近年、地方税収入の落ち込みや減税による税収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成23年度末には200兆円、対GDP比41.44%となり、平成3年度から2.99倍、130兆円の増となる見込みであります。

このような中で、私どもの町では合併して7年目を迎え、旧3町一元化に向けての醸成も進み、安定期に入った時期であると思っております。今後、これをより盤石にするとともに、さらに飛躍の年にしていかなければならないと考えています。そのためには、基本的に有田川町長期総合計画を計画的にかつ確実に実行に移していくことが最も重要であり、前期基本計画に続き平成28年度までの後期基本計画の策定に当たっては、本町の取り巻く社会情勢や前期基本計画の実績等を踏まえ、本町の特性を生かした地域づくりの方向性を明確にするとともに、多くの住民参加による持続可能で自立したまちづくりを目指すことに重点を置いております。また、国や周辺の経済、社会情勢を視野に入れた情勢対策にも積極的に取り組むことが必要であると考えております。

本計画で掲げる将来像「きらめき ひろがる 有田川」の実現に向け、安らぎのあるまちづくり、快適なまちづくり、生きがいのあるまちづくりの基本理念のもと、限られた財源を有効かつ適切に町民ニーズに活用すると同時に、コスト意識の徹底や効率的な事業執行の推進により、持続可能な予算構造の確立を図っていきたいと考えております。

一方、地方交付税の合併算定替えの期限による平成28年度からの段階的減額については、現在、財政運営上非常に大きな課題であると認識をしております。平成32



年度の合併算定替えの最終年度に向けて一層の行財政改革に取り組み、経常的な経費の節減を図っていくことが最も重要であると考えております。しかし、極端な行政サービスの低下につながらないように考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

県下の厳しい経済状況の中で、「活力のある町、有田川」を築くためには、行政・議会・町民の皆様が一丸とならなければ到底なし得ることはできません。私は過去の所信表明で、「有田川町は限りなく発展する可能性と魅力を秘めた町であるということ」を信念に行政運営に取り組んでいる」と申し上げました。その思いは、現在も変わるものではないと考えています。どうか議員各位には、そのことを御理解をいただきまして、御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは、予算について御説明を申し上げます。

平成24年度予算は、住民のニーズや財政状況の変化に対応しつつ、将来的にも安定した財政運営ができる予算を編成することを柱とし、新町まちづくりの基本方針である第1次有田川町長期総合計画後期基本計画、「すこやかで安らぎのある、心豊かなまち」・「地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち」・「自然と共生し、快適に暮らせるまち」「地域一体となり、新しい時代を創造するまち」・「ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らしを育むまち」・「住民参加とさまざまな交流により開かれたまち」を目標とし、常にコスト意識を持って事業の緊急性や必要性を熟慮した上で、取捨選択や効率的な執行に取り組むことが重要であると考えております。

本年度は、とりわけ雇用の創出に視点を置いた観光の振興対策及び産業振興対策、また継続事業であります小川地区農村総合整備、あさぎり周辺整備、消防庁舎整備、吉備中学校整備及び教育並びに子育て支援の充実に重点を置いております。平成24年度の予算編成につきましては、歳入に重点を置いた一般財源枠配分方式を本年度も実施をしています。このことによりまして、計画的な歳出の適正化と効率化を図るとともに、本町の持続可能な財政構造を構築するという目標に向け予算編成に努めており、本町の抱える課題、問題点等を全職員が共有することにより、真に住民が必要とする事業を優先し、職員の英知を結集し、最小限の経費で最大の効果を上げるよう万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。

全体的には、歳入面で、町税収入は前年より少し下回り、地方譲与税、各交付金、地方交付税の減額を補うため、地方交付税を町債で一時肩がわりする臨時財政対策債と財政調整基金繰入金を見込んでいます。

また、歳出面では、社会保障経費である民生費と大型事業関連の農林水産業費、消防費、教育費並びに昨年9月に発生した台風12号関連の災害復旧費で増加を見込んでいます。人件費は、職員数等の減少により抑制傾向にあり、公債費は、前年対比で94.7%と減少しています。投資的経費の普通建設事業費は、平成25年度にかけて、継続大型事業により前年より大幅に増加をしております。今後、実質公債費比率

の動向にも十分注視しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

このような中、本年度継続大型事業に伴いまして、収支不足額を財政調整基金から1億6,500万円を繰り入れる予算編成となっているところであります。本年度の一般会計予算額は165億4,800万円、前年比5.5%増、前年に比べ8億6,800万円の増額となっております。一般会計及び特別会計の合計は256億7,390万8,000円、前年比3.2%増となり、前年に比べて7億8,916万9,000円の増額予算となりました。今後も町民の皆さんの御理解をいただきながら行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいりますので、議員各位には、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます次第であります。

それでは、本定例会に上程させていただきました議案は、予算案件23件、条例案件等17件、その他案件3件の計43件であります。

それでは、まず議案第11号の平成24年度有田川町一般会計予算について御説明を申し上げます。

歳入総額165億4,800万円で、うち見込み得る一般財源である町税・地方譲与税・各交付金・地方交付税・臨時財政対策債・財政調整基金繰入金等の合計113億8,000万円に対し、義務的経費である人件費・公債費・一部事務組合負担金等の合計61億5,000万円を除いた一般財源52億3,000万円を各課へ配分をしています。

歳入の主なものとしたしまして、自主財源であります町税に26億8,442万8,000円、前年比99.5%を計上しています。町民税については8億2,755万9,000円、前年比101.0%、法人町民税については1億6,714万1,000円、前年比112.7%、固定資産税については、評価がえ実施年度のために13億6,978万2,000円、前年比96.3%、町たばこ税については2億1,816万7,000円、前年比106.4%を見込んでおります。また、他の町税については、おおむね前年並みの計上をしています。

なお、徴収率は納税意識が高く、県下でトップクラスに位置しているところであります。しかし、滞納対策については、職員による個別徴収は今まで以上に努力することはもちろんのこと、今後も和歌山地方税回収機構等も活用し、滞納率の減少に努めてまいりたいと考えております。

地方譲与税については1億6,740万、前年比96.8%を計上しております。平成21年度から、道路特定財源の一般財源化に伴い地方道路譲与税が廃止、かわりに地方揮発油譲与税が創設され一般化されました。また、自動車重量譲与税も名称はそのままでありますが、用途制限がなくなり一般化されています。

各交付金の主なものについては、地方消費税交付金に2億1,570万円を、自動車取得交付金に4,140万円を、地方特例交付金に3,750万円を計上していま

す。また、その他交付金においても、平成24年度地方財政計画を踏まえたものとして  
ています。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額1兆4,545億  
円は前年に比べ811億円、0.5%増額となっておりますが、本町においては前年  
比1億円減の66億円を計上しています。内訳としては、普通交付税は地方財政計画  
及び前年度決算見込額を踏まえ61億円を見込み、特別交付税は前年並みの5億円を  
見込んでいます。

分担金及び負担金は1億9,875万3,000円を、使用料及び手数料は1億2,  
987万円を、国庫支出金は総務費、土木費において減少しているものの、教育費に  
おいて学校施設環境改善交付金の増加に伴い12億622万3,000円、前年比6  
0.1%増を、県支出金に14億7,310万1,000円を、基金繰入金は主に財  
政調整基金から3億7,575万7,000円を、町債に31億8,930万円、前  
年比23.4%増を内訳として、臨時財政対策債に6億530万円を、総務債に1億  
1,500万円を、民生債に7,550万円を、農林水産業債に2億4,380万円  
を、商工債に1,500万円を、土木債に2億9,250万円を、消防債に4億8,  
670万円を、教育債に12億8,090万円を、災害復旧事業債に7,460万円  
をそれぞれ計上しています。

その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上  
をしております。

歳出におきましては、款別に主なものとして、1款議会費では、議員共済年金負担  
金等1,899万5,000円の減額により1億1,128万9,000円を計上し  
ています。

2款総務費の一般管理費では、ほぼ例年並みの3億8,286万7,000円を、  
財産管理費では、金屋庁舎駐車場借地返還に伴う現状復旧工事請負費等に2,271  
万円を、電子計算費では、基幹系電算システムの更新委託料等に5,079万3,0  
00円を、備品購入費に1,653万6,000円を、交通安全対策費では、工事請  
負費に522万6,000円を、情報通信基盤施設費では、施設整備管理委託料に3,  
744万円を、施設整備使用料に1,204万2,000円を、無線システム普及支  
援事業では、補助金に1,310万円を、徴税費の賦課徴収費では、納税前完納報奨  
金などの報償費に4,200万円を、地番図・家屋図作成委託料に1,885万1,  
000円を、選挙費の農業委員会一般選挙費に1,050万4,000円をそれぞれ  
計上しています。

3款民生費の社会福祉総務費では、町社会福祉協議会補助金に4,100万円を、  
繰出金として、国民健康保険事業特別会計へ2億8,015万5,000円を、障害  
者福祉費では、障害福祉サービス費（障害介護給付費）に2億6,008万4,00  
0円を、扶助費として、重度心身障害児者医療費等に8,570万円を、老人福祉費

では、委託料として高齢者福祉センター運営委託料1,540万2,000円、生きがい活動支援通所事業委託料1,069万1,000円を、有田郡老人福祉施設事務組合負担金として、なぎ園に2,036万円、シルバー人材センター補助金として1,140万円、老人クラブ補助金として561万2,000円をそれぞれ計上しています。

扶助費として、老人福祉施設入所措置費等に9,016万8,000円を、繰出金として、介護保険事業特別会計へ4億1,797万5,000円を、後期高齢者医療特別会計へ4億9,038万2,000円、合わせて9億835万7,000円を計上しております。

児童福祉総務費では、委託料として、放課後児童健全育成事業委託料、公立保育所及び私立保育所広域入所委託料及び私立保育所入所委託料等に1億6,176万2,000円を、扶助費として、乳幼児医療費及び町単独施策として実施する子ども医療費助成事業の扶助に7,843万2,000円を、児童措置費では、扶助費として、ゼロ歳から中学生を対象とした子どものための手当等に4億8,075万円を、母子福祉費では、扶助費として、ひとり親家庭医療費扶助に2,640万円を計上しています。

4款衛生費の保健衛生総務費では、委託料として、妊婦一般健康診査委託料及びがん健診委託料等に5,216万4,000円を、予防費では、予防接種委託料及び単独事業に8,518万6,000円を、清掃費のじん芥処理費では、委託料として、ごみ収集運搬業務委託料3,170万5,000円等で5,833万3,000円を、負担金補助及び交付金として、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分に2億4,749万9,000円を、またし尿処理費では、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分として7,208万2,000円、合併処理浄化槽設置事業の促進を図るため町単独補助金を上積みし、合併処理浄化槽設置補助金に2,937万2,000円を、上水道費では、拠出金として、簡易水道事業特別会計へ2億4,134万円を計上しています。

5款労働費の労働諸費では、有田川町雇用創出推進基金活用事業及び和歌山県緊急雇用創出事業に6,835万2,000円を計上しています。

6款農林水産費の農業振興費では、中山間地域直接支払制度交付金に1億9,381万9,000円を、鳥獣害防止対策事業費補助金に3,148万7,000円、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金に2,700万円を、農地費では、木材加工業務委託料として1,500万円、工事請負費として、農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業によるしみず温泉あさぎり周辺整備に1億7,300万円、農業総合整備事業で小川農道整備に1億7,936万7,000円、小規模土地改良事業で熊井東谷池農道等に3,270万円、土地改良施設維持管理適正化事業で洞谷新池用水改良工事等に2,830万円を、公有財産購入費として、小川農道整備に伴う用地費に

1, 000万円を、地籍調査費では、委託料として、地籍調査測量委託料等2億3,058万円を、排水事業費では、繰出金として、農業集落排水事業特別家計へ2億5,280万4,000円を、簡易排水事業特別会計へ82万4,000円を、林業費の林道維持改良費では、工事請負費として、林道宇井苔白馬線ほか2路線に2,200万円を、林道新設工事費では、工事請負費として、峠上二澤線及び日物川境川線開設工事に1億925万円を、森林整備費では、森林整備地域活動支援交付金1,752万5,000円等2,862万8,000円を計上しています。

7款商工費の観光費では、委託料として、ふるさと体験施設指定管理料1,500万円等3,009万2,000円を、工事請負費として、あらぎ島展望所設置事業に2,400万円を、繰出金として、かなや明恵峡温泉特別会計へ300万円を計上しています。

8款土木費の道路橋りょう維持費では、工事請負費として、道路橋りょう維持修繕事業に9,000万円を、道路新設改良費では、工事請負費として、辺地対策事業及び合併特例事業に2億3,865万円を、都市計画費では、委託料として、コミュニティバス運行委託料に1,380万7,000円を、下水道費の公共下水道事業費では、繰出金として、公共下水道事業特別会計へ1億8,038万円を計上しています。

9款消防費の消防施設費では、工事請負費として、消防庁舎新築工事費に4億9,083万7,000円を、防火水槽整備工事費に1,628万4,000円を、備品購入費に1,350万円を計上しています。

10款教育費の通学対策費では、委託料として、スクールバス等運行維持管理委託料等に5,080万4,000円を、義務教育振興費では、町施策として特色ある学校づくり施策の教育活動奨励交付金に1,400万円を、小学校費の学校建設費では、工事請負費として、藤並小学校駐車場造成工事及び僻地小学校空調設置工事で3,100万円を、中学校費の学校建設費では、委託料として、吉備中学校改築に伴い校舎棟改築工事、外構工事及び外周道路整備工事測量設計監理等委託料に2,720万3,000円、工事請負費として、校舎等改築工事、外構工事及び外周道路整備工事、新館解体撤去工事及びプール槽塗装工事に17億6,053万円を、備品購入費として1億5,000万円を、社会教育費の図書館費では、備品購入費として、図書購入費に1,212万円を、社会教育施設費では、工事請負費として、熊井教育集会所改修工事等に367万7,000円を、体育施設費では、工事請負費として、金屋テニス公園駐車場借地返還に伴う現形復旧工事等に367万7,000円を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、9カ所の農地災害復旧事業工事請負費として1,030万円を、農業用施設災害復旧費では、1カ所の農業用施設災害復旧事業工事請負費として800万円を、林業用施設災害復旧費では、30カ所の林業用施設災害復旧事業工事請負費として2億2,800万円を、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧費では、道路2カ所、河川21カ所の公共土木施設災害復旧事業工事請負費と

して1億6,500万円を計上しております。

12款公債費では、元利償還金に26億2,162万6,000円を計上しています。

13款諸支出金の基金費では、積立金として合併地域振興基金等へ1億3,193万円を、一般会計から各特別会計への繰出金として、国民健康保険事業特別会計へ2億8,015万5,000円を、介護保険事業特別会計へ4億1,797万5,000円を、後期高齢者医療特別会計へ4億9,038万2,000円を、簡易水道事業特別会計へ2億4,134万円を、公共下水道事業特別会計へ1億8,038万円を、農業集落排水事業特別会計へ2億5,280万4,000円を、簡易排水事業特別会計へ82万4,000円を、かなや明恵峡温泉特別会計へ300万円を、八幡山林財産区管理会特別会計へ110万円を、岩倉財産区管理会特別会計は5万6,000円を計上しております。

そのほかにも所要の経費を計上した結果、平成24年度一般会計予算は、歳入・歳出それぞれ165億4,800万円、前年比5.5%の増と相りました。

次に、各特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案第12号は、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に最重点を置いた健康づくり事業を推進しているところであります。医療費は、年々増加と被保険者の減少という依然として厳しい中、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等に36億8,255万1,000円、前年比0.46%減を計上しています。なお、この財源として、国民健康保険税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、国・県支出金、共同事業交付金及び繰入金等を充てることしております。

議案第13号は、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度予算として、後期高齢者医療広域連合納付金等に6億7,681万3,000円を計上しています。この財源として、保険料及び一般会計繰入金等を充てることにいたしております。

議案第14号は、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。

介護保険事業に要する保険給付費として、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費及び地域支援事業費等に25億7,726万5,000円、前年比7.5%増を計上しています。この財源として、保険料、支払基金交付金、国・県支出金及び繰入金等を充てることにいたしております。

議案第15号は、平成24年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。

特別養護老人ホームしみず園の基金利子41万9,000円及び指定管理事業者拠

出金等100万円を歳入として予算化するとともに、特別養護老人ホームしみず園基金に積立金として歳出しております。

議案第16号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

水道施設費の水道施設管理費では、委託料として施設設備管理委託料に5,209万3,000円を、水道施設整備費では、金屋地区簡易水道テレメーター更新、金屋簡易水道緊急連絡管整備工事及び清水地区統合事業に係る簡易水道施設整備費として、委託料、工事請負費等に1億5,890万7,000円を計上し、予算総額は6億421万5,000円と相りました。この財源といたしましては、分担金、使用料、繰入金及び町債を充てることにいたしております。

議案第17号は、平成24年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。

第2期計画に伴う施設整備事業費では、下津野地区、土生地区の管渠敷設工事及び上中島地区、水尻地区の舗装工事請負費として6億2,200万円を、公債費に1億4,490万1,000円を計上し、予算総額は11億4,949万2,000円と相りました。なお、財源といたしまして、使用料、分担金、国・県支出金、繰入金及び町債等を充てることにいたしております。

議案第18号は、平成24年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。

現在、吉原地区、田殿地区、徳田地区、吉見地区、熊井・奥地区の5つの処理施設が供用中であります。施設費の農業集落排水施設管理費では、工事請負費として、吉見地区処理施設のスクリーンユニット改修工事に2,000万円を計上し、処理施設管理及び町債の元利償還金等予算総額は2億9,806万2,000円と相りました。なお、財源といたしましては、分担金、使用料及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第19号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、簡易排水施設管理費、町債の元利償還金等に199万円を計上しております。

議案第20号は、平成24年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設管理費、町債の元利償還金等に852万9,000円を計上しております。

議案第21号は、平成24年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設管理費等に1億2,146万6,000円を計上しています。この財源といたしましては、使用料、販売収入などの諸収入及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第22号は、平成24年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び予備費等に5万7,000円を計上しております。

議案第23号は、平成24年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び予備費等に49万2,000円を計上しております。

議案第24号は、平成24年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び予備費等に182万円を計上しております。

議案第25号は、平成24年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び公有林整備事業債の元利償還金に伴う繰出金等に120万4,000円を計上しています。

議案第26号は、平成24年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度の予算につきましては、財産区管理会委員報酬及び予備費等に11万3,000円を計上しております。

議案第27号は、平成24年度有田川町水道事業会計予算であります。

まず、収益的予算です。水道事業収益が3億5,873万8,000円で、主に水道使用料でございます。湯浅分水につきましては、現時点において契約を締結しておりませんので、本年度収益は計上しておりません。水道事業費用は3億5,110万4,000円を計上しており、その内容は、水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費及び減価償却費などでございます。

次に、資本的予算です。資本的収入は1億6,157万9,000円で、主に公共下水道事業に伴う移設工事負担金です。資本的支出は3億5,656万円を計上しており、建設改良費と企業債償還元金であります。建設改良費の主な内訳は、公共下水道工事に伴う水道管布設替事業、金屋簡易水道緊急連絡管整備事業及び給水車購入費などです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億9,498万1,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上で、平成24年度当初予算の説明を終わります。

次に、平成24年度予算以外の議案について申し上げます。

議案第5号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。

今回の補正は、歳入において、通常予算としての町税、分担金、国・県支出金及び町債等現時点での見込み得る額が把握できましたので、増減補正するものであります。

また、補正の大きなものとしたしまして、歳入では、国の補正予算第3号及び第4号で採択された吉備中学校体育館改修事業における学校施設環境改善交付金に1億5,020万円及び藤並学童保育施設建設事業における森林整備・林業等振興施設整備交付金に3,100万円を計上しています。

また、歳出においては、民生費の児童福祉総務費では、藤並学童保育施設建設工事



請負費として6,855万円を、教育費の学校建設費では、吉備中学校体育館改修工事請負費として6億9,013万円を、基金の積立金として財政調整基金に2億6,000万円を補正いたします。

その他の歳出につきましても、国・県補助対象費の決定に伴う補正を行い、未執行額となる見込額を減額した結果、今回の補正額は3億8,166万7,000円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は173億7,920万1,000円と相りました。

議案第6号は、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費等見込み得る額が把握できましたので、7,900万7,000円の減額補正を行うものであります。なお、補正後の予算総額は36億4,137万1,000円と相りました。

議案第7号は、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の見込み得る額が把握できましたので、122万6,000円の補正を行うものであります。補正後の予算の総額は、6億8,208万7,000円と相りました。

なお、この財源として保険料を充てることにしております。

議案第8号は、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、地域密着型介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金、介護予防サービス給付費負担金及び特定入所者介護サービス費負担金等に4,720万5,000円の増額補正を行うものであります。補正後の予算総額は、25億5,390万3,000円と相りました。

なお、この財源といたしましては、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金等を充てることにしています。

議案第9号は、平成23年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、基金費の積立金として100万円を補正するものであります。補正後の予算総額は159万3,000円と相りました。この財源といたしましては、指定管理事業者拠出金を充てることにいたしております。

議案第10号は、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、未執行額となる見込額を減額した結果、1,979万円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は8億1,677万1,000円と相なり

ました。

議案第 28 号は、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 253 号）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年省令第 113 号）が、平成 24 年 7 月 9 日から施行されることに伴い、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民に係る印鑑登録証明事務について一部改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）が全部改正され、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定されました。スポーツ振興法第 19 条で規定されていた体育指導員が、スポーツ基本法第 32 条では、スポーツ推進委員と変更されました。また、報酬額についても現実施単価に改めたいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 30 号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の改正により町たばこ税については、旧 3 級品以外のたばこ税は 1,000 本当たり 644 円の引き上げで 5,262 円に、旧 3 級品たばこ税は 305 円引き上げ 2,495 円の引き上げとなります。この改正は、県たばこ税から税源移譲する改正内容となっています。また、住民税では、東日本大震災に係る雑損控除等の特例規定を設ける条文整理並びに町民税の均等割については、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、緊急に地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源確保の特例措置として個人町民税の均等割額 3,000 円に 500 円を加算し、3,500 円とする改正となっています。

附則として、税制の構築を図るため、町民税の退職所得の税額控除 10%については平成 25 年 1 月 1 日をもって廃止する改正となっており、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 31 号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、危険物の規制に関する政令等の改正があり、特定屋外タンク貯蔵所に浮きふた付特定屋外タンク貯蔵所が追加され、これに係る設置許可審査手数料をもうけることになるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 32 号は、有田川町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の制定についてであります。

今回の改正は、和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例改正に準じ内容を同一のものに改めたく、本条例を全部改正するものであります。

議案第 33 号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、児童数の減少により正常な学校運営が困難であるとともに、教育効果が得られないため、平成 22 年 4 月 1 日より一時閉鎖（休校）としてきましたが、将来的にも児童の増加を望めない状況にあり、このことから、中山間地域直接支払事業「上六川集落」の参加者で構成する構成員が上六川小学校を上六川集落の直売施設「味彩会」の加工所として使用することとなり、休校から廃止の手続きをとり、普通財産とする必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 34 号は、有田川町公民館運営審議会条例の制定についてであります。

本条例は、第 2 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成 23 年法律第 105 号）による社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条の改正により公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が市町村条例に委任されることとなるため、本条例を制定するものであります。

議案第 35 号は、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、第 2 次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成 23 年法律第 105 号）による図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び第 16 条の改正により、図書館協議会委員の任命の基準は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例に委任されることとなるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 36 号は、有田川町文化ホール条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、公共施設の運営・管理に関する基本方針に基づき、文化ホール（きびドーム）の所属が教育委員会部局から町長部局に移行するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 37 号は、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、子ども医療費の支給対象を「12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで」から「15 歳に達する日以後の 3 月 31 日まで」に拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 38 号は、有田川町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成 23 年 4 月 1 日より指定管理者の変更に伴い、基本協定書にお

いて拠出金の徴収に関する規定を設けたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、介護保険法第117条の条文において、介護保険計画が3年に一度見直されることとなっており、今回は第5期介護保険計画を策定するに当たり、平成24年度から平成26年度までの介護給付費等対象サービスの種類ごとの見込み量推計を行い、それに伴う保険料の算定見直しを行ったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟条例の制定についてであります。

本条例は、農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業により、有田川町大字清水1225番地1に、都市農山漁村総合交流促進施設山椒体験棟、木造平家建て、延べ床面積58.96平米の新設整備を行うため、本条例の制定をするものであります。

議案第41号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、第1次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正により、公営住宅の入居資格から同居親族要件が削られることを受け、本条例においても同居親族要件を削りたく、条例改正をするものであります。

議案第42号は、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。

本条例は、第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第105号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正により、水道事業に関する資格基準が市町村条例に委任されることとなり、水道法第12条第1項及び第2項並びに第19条第3項の規定により、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について、有田川町条例で定める必要があり、本条例を制定するものであります。

議案第43号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、障害者自立支援法の一部が改正され、障害児支援の強化のため、これまで障害種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態ごとに一元化することとなり、それに伴い障害者自立支援法第5条第8項「児童デイサービ

ス」が削除されることを受け、本条例において引用している「障害者支援施設」に関する条項が第13条から第12条へ繰り上げとなるため、一部改正をするものであります。

議案第44号は、吉備町文教施設整備基金条例及び金屋庁舎周辺総合整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

今回の改正は、旧町から引き継いだ暫定施行の基金条例であり、平成23年度末現在で基金残高はなく、今後も積み立てることもないと考えられるため、2つの条例を廃止するものであります。

議案第45号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

久野原辺地地域において、防火水槽の整備及び旧僻地保育所を利用した遊休施設改修工事により、多目的施設整備を行う事業を新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第46号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

既に計画している上六川・西辺地総合整備計画について、町道迂り石線道路改良事業を追加事業計画いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第47号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字野田地内、町道堀ノ上線延長230メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をします。

休憩中に3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

休憩 10時53分

再開 15時20分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

……………日程第5 議案第5号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、議案第5号、平成23年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

補正予算の41ページを見ていただきたいんですが、工事請負費で、今回、吉備中学校屋内運動場の改築工事6億9,000万余り計上されていますけれども、この工事費にかかわって、やはりできるだけ業者を地元業者へ発注する姿勢ということで私は町長にお伺いするんですが、審査委員会のこともありますが、そういう姿勢で臨んでいただけるかどうか答弁を求めたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いつも答弁させてもらってますように、できる限りは地元業者でやりたいという考えは持っています。ただ、工事金額とかその難度によっていろいろまた条件が変わってきます。体育館の入札については、多分6月頃になると思います。検討中であります。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第6号……………

○議長（新家 弘）

日程第6、議案第6号、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算

第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第6号について、質疑をさせていただきます。

まだ確定ではないということで保険給付費について伺うんですが、一般被保険者の療養給付費等なんですけども、今のところ柔道整復師等の療養費の関係以外は見込みの不用額は出していないということで、6月ぐらいにならないと確定の額が出てこないということでもありますけれども。しかしこれからさかのぼって19年度から推移見てきて言いますと、大体3月で若干増額してあっても、6月議会でかなり減額しているケースがこの年度ずっと続いているんですよ。ですから私は、インフルエンザは今年はやっている傾向はありますけれども、全体の流れとして見た場合、療養給付費はそんなにいらなくて、6月では減額になる可能性が高いのではないかと推察するんですが、その辺の見通しは担当課の方でどのように見ているのか伺っておきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘伸二君。

○住民課長（橘 伸二）

今の医療費の給付の見通しなんですけども、ことし1月へ入って、インフルエンザが猛威を振るっているという情報が入ってございまして、ことしは例年になく需要というか、医療費が要っているのではないかなと推測しているところです。その結果も、今1月分、インフルエンザが1月から2月だったと思うんですけども、その結果が出るのが4月以降になってしまうというところで、確定の数字はおっしゃったとおりなんですけども、一応減額できなかったというのがそこにございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第7号……………

○議長（新家 弘）

日程第7、議案第7号、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第8号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、議案第8号、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第9号……………

○議長（新家 弘）

日程第9、議案第9号、平成23年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第10号……………

○議長（新家 弘）

日程第10、議案第10号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第４７、議案第４７号、有田川町道路線の認定についてを先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第４７、議案第４７号、有田川町道路線の認定についてを先に審議することに決定いたしました。

……………日程第４７ 議案第４７号……………

○議長（新家 弘）

日程第４７、議案第４７号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４７号、有田川町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号、有田川町道路線の認定については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第１１、議案第１１号から日程第４６、議案第４６号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は３月１４日水曜日、午前９時３０分に開議します。

~~~~~

延会 15時31分